

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年5月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パキスタン国治水インフラ整備促進に向けた関連機関の能力向上プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：パキスタン国治水インフラ整備促進に向けた関連機関
の能力向上プロジェクト

調達管理番号：26a00196

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法お（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

2026年5月20日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国治水インフラ整備促進に向けた関連機関の能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年7月 ～ 2028年7月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2026年12月頃）
- 2) 2027年度（2027年9月頃）
- 3) 2028年度（2028年5月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 5月 26日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 5月 27日 12時まで
3	質問への回答	2026年 6月 1日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 6月 5日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 6月 16日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/P1WB4cxjbh>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	堤防・水制に関する Planning Commission Form（以下、「PC-1」）作成過程における課題に対する技術移転方法の提案。（提案企業の過去受注案件等からの経験や教訓を踏まえて記載。特にパキスタンにおける治水関連機関の連携を促す介入方法を提案。）	第3条2.（3）
2	将来的に連邦洪水委員会（Federal Flood Commission。以下「FFC」）が果たすべき役割を踏まえた技術移転内容の提案。	第3条2.（4）
3	PC-1 作成対象プロジェクト（2件）の選定方法を提案する。	第3条2.（5）
4	ドナーとの会議内容について、具体的な開	第3条2.（9）

	催方法及び内容を提案する。	
5	本邦研修の日程案及び実施方式について提案する。	第3条2. (10) 第4条2. (2)

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年6月
- ・ RD署名：2026年2月17日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) PC-1 作成能力強化の必要性

パキスタンでは、第4期国家洪水防御計画（National Flood Protection Plan-IV。以下、「NFPP-IV」）及びその初期フェーズに対応する Flood Protection Sector Project（以下、「FPSP-III」）が策定されているが、①資金調達構造（ドナー依存）と予算執行の連動性（ドナーと政府の連動性）の高さ、②州側 PC-1 書類の不備と更新の遅れ、③ドナーが求める高度な要件に対する PC-1 作成能力の不足、④連邦政府・州政府間の調整プロセスの煩雑さといった課題から、計画の進展が限定的である。当該国における洪水リスク削減のためには、計画に基づいた治水事業の早急な実施が必要であり、治水事業実施機関から提出された PC-1 が承認され、必要な予算が配分されることは治水事業実施及び洪水リスク削減の前提となる。

よって、本事業では、FFC 及び灌漑局（Provincial Irrigation Department）

以下、「PID」)を含む関連機関のPC-1作成能力の強化を目的とする。

(2) PC-1書類の課題点

PC-1が承認されない主たる理由としては、経済分析及び環境社会配慮に関する記述が不十分であることが挙げられる。FFCは、各治水事業実施機関（パキスタン気象局（Pakistan Meteorological Department。以下、「PMD」）、パキスタン水力発電・関係公社（Water and Power Development Authority。以下、「WAPDA」）から提出されたPC-1書類を審査し、ドナーや中央予算機関の要求に応じた水準に引き上げる支援を行う必要がある。しかし、FFCには治水事業に関する経済分析や環境社会配慮に関する検討や妥当性を審査できる専門家が十分に配置されていないため、適切な審査を行えていない。

したがって、本事業ではPC-1に含まれる検討項目のうち、FFC及び関連機関に対する環境社会配慮及び経済評価に焦点を当てた能力強化を行うこととする。

(3) 技術移転の対象機関

本事業では、NFPP-IV、災害後ニーズ確認調査（Post Disaster Need Assessment）、復興支援計画（Pakistan Flood 2022: Resilient Recovery, Rehabilitation, and Reconstruction Framework（4RF））にて必要性が高い堤防及び水制の建設事業を推進するために、PID、PMDやWAPDAもPC-1を作成・提出する機関になりうるため、これらも技術移転対象とする。

PID、PMD、WAPDAでは、PC-1作成能力に差があり、より質の高いPC-1を作成するためには、これら治水関連機関の間での体系的な情報共有や作成基準の平準化が必要である²。なお、関係機関（気候変動・環境調整省（Ministry of Climate Change and Environmental Coordination。以下、「MoCC」）、環境保護庁（Environment Protection Agency。以下、「EPA」）、計画開発局（Planning & Development Board。以下、「P&D」）、計画・開発・特別イニシアチブ省（Ministry of Planning, Development and Special Initiative。以下、「MoPDSI」）、経済局（Economic Affairs Division。以下、「EAD」））の協力が必要である点にも留意する。

(4) FFCの能力強化

FFCは、パキスタンにおける洪水対策の中心を担う機関であることから、PC-1作成にあたっての経済分析及び環境影響評価（EIA）に係る能力強化に加え、①本事業実施後、各州のPIDを指導する立場となること、②予算担当機関やドナーに対して、各州が提案する治水事業の正当性を説明できるようになることが期待される。②について、NFPP-IVやFPSP-Ⅲに基づいた治水事業の実施にあたり、必要

² 治水関連機関におけるPC-1作成の過程に潜む課題を分析し、それに資する技術移転のあり方を具体的にプロポーザルに提案する。

な資金を調達するうえで必要な点である。

また、本事業はTOT (Training of Trainer) の考え方に基づき、FFC が将来的に各州のPIDを指導する立場となることを目指すことを想定する³。

(5) PC-1 作成対象プロジェクト (2 件) の選定方法

本事業では、堤防・水衝部における具体的なプロジェクト向けPC-1の作成をしながら技術移転を行う想定である。そのため、2つの対象プロジェクトを選定する⁴。(1)で記載した背景により、プロジェクトの選定にあたっては、パキスタンで策定している治水計画に加え、「2022年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト」にて選定した堤防・水衝部の優先順位をもとに決定する。

(6) PC-1 作成にあたり必要な情報

本事業において、承認済み及び未承認のPC-1及び関連資料を提供することについて、FFCから合意を得ている。本事業で作成するPC-1についても、これら承認済み及び未承認のPC-1を参照する。

(7) 環境影響評価及び経済分析に係る調査分析

本事業では、再委託を想定していない。必要なデータは先方政府が提供することで合意を得ている。必要に応じて、PC-1作成対象のサイトへの渡航を想定する。

(8) PC-1の作成水準

現在治水関連機関がNFPP-IV及びFPSP-IIIに基づいて申請中の事業の大部分がドナー資金を想定している。具体的には、80%がドナー資金、20%がパキスタン政府資金想定である。よって、NFPP-IV及びFPSP-IIIに基づいた事業実施のためには、ドナー資金の調達が必要であり、本事業において、FFC及び治水関連機関がパキスタン政府予算の場合の予算承認機関に加え、EAD及びドナーが求める水準を満たす環境影響評価及び経済分析を踏まえたPC-1を作成できるようになる必要がある。

(9) ドナー会議方法

上記(8)のとおり、パキスタン政府は治水事業予算の大部分をドナー資金の活用を想定している。よって、各ドナーにパキスタンにおける計画中の治水事業の重要性を理解してもらうことは、同国の予算確保と治水事業促進において必要不可欠であり、ドナーとの協議(活動1-8、活動2-7)の際にはその点を踏まえた内容とする⁵。

(10) 本邦研修

本邦研修のテーマは第4条2.(2)の通りであるが、変更の可能性があることを先方政府と合意している。変更する場合には、プロジェクト目標に即したテ

³ 将来的にFFCが果たすべき役割を示し、それに向けた本事業の位置づけを明確にしたうえで具体的な技術移転内容を提案する。

⁴ プロジェクトの選定にあたっての留意点をプロポーザルにて明示する。

⁵ 第3条2.(1)(8)(9)で記載した通り、パキスタンにおける治水事業促進にはドナー資金が不可欠であるが、現状パキスタン政府とドナー及びドナー間の連携が不足している。よって、ドナーの治水事業の必要性の意識を高めるとともに、パキスタン政府とドナー及びドナー間の連携をすすめることが期待される。プロポーザルのなかで現時点において想定する会議内容(会議へ参加するパキスタン治水関連機関及びドナー、事前・事後を含めた研修の内容)について具体的な提案を行うこととする。

ーマとし、事前に FFC にテーマ及び内容を知らせる⁶。

(1 1) その他留意事項

- ① 活動は基本的にOJT方式で行う。
- ② 使用するツールは無償のものか、既に FFC が保有しているものをできる限り活用する。
- ③ 情報の取り扱いには注意し、日本側からの情報漏洩が発生しないよう必要な手段を講じる。
- ④ 公表する情報の可視化に当たっては実施機関や関係機関とも相談のうえ、フォーマットを設定する。
- ⑤ パキスタンへの民間人の渡航制限が行われた場合、活動スケジュールの変更については、適宜 JICA 及びカウンターパートと協議して対応する。
- ⑥ パキスタン国現地雇用者と協力して円滑かつ継続的な支援の実施に努める。
- ⑦ 環境影響評価に関する活動を行うにあたり、IDPs（国内避難民）が居住するような地域においては、IDPsを対象項目に含めることを提案する。
- ⑧ 本事業は技術協力事業であり、第4条2. にて記載した活動を含め、事業の主体は相手国であることに留意する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1「FFC 及び関連機関の能力が強化され、堤防及び水制に関する経済的内部収益率（EIRR）を算出できるようになる」に関わる活動
 - 活動 1-1：FPSP-III プロジェクトの実施状況のレビュー及び堤防・水衝部に関する2つの対象プロジェクトの選定
 - 活動 1-2：EIRR 推定のためのデータ収集
 - 活動 1-3：プロジェクト費用の見積り（建設費、運営維持費、用地取得費など）
 - 活動 1-4：プロジェクト便益（有形・無形）の耐用年数に基づく算定
 - 活動 1-5：経済的内部収益率（EIRR）の計算
 - 活動 1-6：パキスタンの PC-1 報告要件に沿った、実用的でユーザー視点の経済分析マニュアルを開発する

⁶ 本邦研修の日程案及び実施方式について提案する。

活動 1-7：学習機会を通じた対象プロジェクト間での知識創造

活動 1-8：資金源を調整するためのドナー会議の開催

② 成果 2 「FFC 及び関連機関の能力を強化し、堤防及び水制に関する環境社会影響評価を実施できるようになる」に関わる活動

活動 2-1：対象プロジェクトに対するスクリーニング（環境影響評価の必要性の判断）及びスコープ設定（主要な環境的・社会的側面の特定）の実施

活動 2-2：現在の環境的・社会的状況を把握するための基礎的なデータ収集

活動 2-3：潜在的な影響を予測または評価するための影響評価

活動 2-4：悪影響を回避または軽減するための緩和策の提案

活動 2-5：ジェンダーや障がい者主流化を考慮したパキスタンにおける PC-1 報告書作成のための適切な環境影響評価（EIA）文書の開発

活動 2-6：学習機会を通じた対象プロジェクト間での知識創造

活動 2-7：資金源を調整するためのドナー会議の開催

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	予算要求制度、予算配分の過去の傾向、それらによる洪水被害の軽減に関する実務的な知識と洞察の提供
実施回数	合計 1 回
対象者	実施機関及び関係機関等
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 10 日（移動日を含む）/回

なお、本邦研修については、これまで JICA が実施してきているコンサルタント意見交換会等の機会において、JICA の本邦研修の考え方⁷については共有しているので、これに沿って実施すること⁸。

⁷ 公開資料「本邦研修 | 事業について - JICA」を参照すること。

⁸ 本邦研修の日程案及び実施方式について提案する。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- ▶ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

本事業は、案件の性質上、ジェンダーの視点に立った取組を含めることが難しいため、ジェンダー案件としては対象外であるが、①対象プロジェクトのPC-1 作成のための EIA 文書作成においてジェンダー主流化を考慮すること、②技術移転に関する活動のなかで女性職員の参加を推奨することは合意済である。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- ▶ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- ▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	

ワーク・プラン	契約締結後2カ月以内	日本語・英語	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	プロジェクト開始後原則6カ月毎	日本語・英語	電子データ	
業務進捗報告書	部分払時（以下想定） 1）2026年度（2026年12月頃） 2）2027年度（2027年9月頃） 3）2028年度（2028年5月頃）	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2部
			CD-R	2部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	3部
			CD-R	3部

- ▶ 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- ▶ 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）

- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（3）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

これらについては、冒頭にA4数ページで報告書の概要（特に技術協力の肝となる内容を中心に）をまとめる。その際、総括による品質管理を徹底する。

（5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者

に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。なお、パキスタン国内及び JICA による公開にあたっては、実施機関及び関係機関への確認のもとで確認をとる。

- (1) 経済分析 (EIRR) マニュアル
- (2) 2プロジェクトの PC-1
- (3) ベースライン調査結果
- (4) エンドライン調査結果

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁹。

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	多機能プリンター	専門家の活動にあたり必要なもの。事務室用。	1台	事業用物品	上限額

⁹ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託による必要がある理由を詳述し、協議する。

2	ワークステーション	専門家の活動にあたり必要なもの。事務室用。	1台	事業用物品	上限額
3	無停電電源装置 (UPS)	専門家の活動にあたり必要なもの。事務室用。	1台	事業用物品	上限額
4	バックアップツール	専門家の活動にあたり必要なもの。事務室用。	1台	事業用物品	上限額

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：パキスタン・イスラム共和国（パキスタン）

案件名：和名 治水インフラ整備促進に向けた治水関連機関の能力向上プロジェクト

英名 Project for Capacity Development of Government Agencies to Promote Development of Flood Control Infrastructures

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パキスタンは、洪水、土砂災害、地震等の自然災害多発国である。当国中央部を流れるインダス川及びその支川では、モンスーン期の豪雨による洪水発生頻度が高く、多大な経済損失により当国社会に負の影響を与えている。2010年及び2022年に発生した洪水による被害は特に甚大であった。2010年洪水では被災者2,000万人以上、死者数1,900人以上、倒壊家屋約160万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊等、約100億ドルに及ぶ大規模な被害が発生したが（Federal Flood Commission、2010）、インダス川本川堤防の決壊がその原因である。また、2022年洪水でも被災者3,300万人以上、死者数1,700人以上、被害家屋約200万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊等、損害額は計152億ドルに及んだ（パキスタン災害後ニーズ確認調査報告書、2022年）。

当国政府は、これら洪水の激甚化・頻発化の現状を踏まえ、連邦洪水委員会（Federal Flood Commission。以下「FFC」という。）を中心に、2015/16年度から2024/25年度を計画期間とする第四期国家洪水計画（National Flood Protection Plan- IV。以下「NFPP-IV」という。）において、河川構造物の改修・補強を優先的に行うとしている。また、2022年洪水後、当国政府が実施した災害後ニーズ確認調査（Post Disaster Need Assessment。以下「PDNA」という。）及び2023年1月発表の復興支援計画（Pakistan Floods 2022: Resilient Recovery, Rehabilitation, and Reconstruction Framework（4RF））でも堤防の安全性確保が必要性の高い事業として位置付けられている。

これら治水事業は、各州政府の灌漑局（Provincial Irrigation Department。以下「PID」という。）がFFCを通じて予算申請書類（以下「PC-1」という。）を提出し、政府承認後に実施に進む。しかし、現在PIDから提出されたPC-1の多くは経済分析や環境社会配慮の観点で承認機関の求める水準に達しておらず、未承認となりがちであり、治水対策の進捗が遅れている側面がある。その原因は、PID

から提出される PC-1 の作成支援や審査を行う FFC の、経済分析及び環境社会配慮検討並びに審査を行う能力が不十分な点にある。

このような状況下、「治水インフラ整備促進に向けた治水関連機関の能力向上プロジェクト」（以下「本事業」という。）は、FFC 及び関連機関の能力強化、堤防及び水衝部に関する経済的内部収益率（EIRR）算出、環境社会影響評価の実施能力の強化を行う。本事業は、パキスタンの計画等に位置付けられている優先事業とも合致している。

（2）防災セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

パキスタン・イスラム共和国 JICA 国別分析ペーパー（2022 年 10 月）において「防災対策支援」が重点分野であると分析している。また、「対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力量針（2023 年 9 月）」における重点分野としても「人的資本への投資と社会サービスの拡充を通じた人間の安全保障の確保と社会の強靱化」を掲げ、防災分野について「『仙台防災枠組 2015-2030』に基づき、我が国の知見と技術を活用した災害予防、減災のための投資及び防災ガバナンスの強化を中心に協力し、災害に負けない強靱な社会の構築を図る」と定めていることから、本事業はこれら方針に合致している。また、JICA グローバルアジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の中で掲げるクラスター事業戦略「事前防災投資」および「災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立」の方針に基づいている。

さらには 2022 年 9 月の日本・パキスタン首脳会談、同年 11 月の COP27、翌年 1 月に開催されたパキスタン洪水復興支援国会合においても迅速な災害復興支援の展開が求められており、本事業はこれらの方針、分析に合致している。加えて、本事業は、インダス川流域における将来の災害リスクを考慮した地域開発に向けた防災事前投資の促進への寄与を目指すものであり、SDGs1（貧困の撲滅）、SDGs11（包摂的で安全、強靱かつ持続可能なまちづくり）及び SDGs13（気候変動対策）の達成に資するものである。

（3）他の援助機関の対応

2022 年の洪水を踏まえ、アジア開発銀行（ADB）は、NFPP-IV の更新にかかる支援、ハイバル・パフトゥンハー州（以下「KP 州」という。）、パンジャブ州向けの洪水リスク削減にかかるフィジビリティ・スタディ（以下「F/S」という。）を実施しており、世界銀行（WB）は、バロチスタン州、シンド州向けの灌漑分野の緊急支援や、同地域向けの灌漑施設改修の F/S の実施を検討しており、各役割分担のうえ、インダス川本川及び支川の各流域の対策支援を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、FFC 及び関連機関の堤防及び水制に関する経済内部収益率（EIRR）算出及び環境社会影響評価実施に関する能力を強化することにより、NFPP-IV に基づいた適切な PC-1 書類を作成する能力の強化を図り、もって NFPP-IV に基づいた堤防及び水制の建設・管理に連邦予算が配分されることで洪水災害リスクの低減に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

主な活動地域：イスラマバード

インダス川流域（パンジャブ州、シンド州、ハイバル・パフトゥンハー州）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：連邦洪水委員会（FFC）

最終受益者：灌漑局（PID）、水資源省（MoWR）、水力発電・開発公社（WAPDA）、
気象局（PMD）、対象地域に居住する住民

(4) 総事業費（日本側）

約 1.99 億円

(5) 事業実施期間

2026 年 8 月～2028 年 7 月を予定（計 24 カ月）

(6) 事業実施体制

1) 実施機関：連邦洪水委員会（FFC）

2) 関係機関：灌漑局（PID）、水資源省（MoWR）、水力発電・開発公社（WAPDA）、
気象局（PMD）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 38 人月）：

ア) 業務主任

イ) 河川構造物／治水

ウ) 組織体制／法体系

エ) 水文気象／気候変動

オ) 経済評価

カ) 環境社会配慮

② 本邦研修：1 回×約 10 人（河川計画、経済分析等）

2) パキスタン側

① カウンターパートの配置

② 関連データ及び情報

③ 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は FFC に対して堤防管理の能力に関する技術協力「2022 年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力強化プロジェクト」（2022-2025）を実施中である。また、無償資金協力「インダス川流域における洪水管理強化計画」（2024 年度 G/A 締結）において KP 州における水文観測機器と護岸改

修を支援するとともに、無償資金協力「インダス川下流域における洪水防御堤防強化計画」（協力準備調査実施中）ではシンド州のインダス川の堤防補強を実施中。これらの成果はインダス川沿いの洪水リスク削減という共通目標を持つものであることから、有機的に連携し、本事業を通じて更なる地域展開につなげる。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行と ADB の両機関とも、治水分野において、新規大型プロジェクトの直接支援よりも、制度整備や既存プロジェクトへの統合による間接的支援に重きを置きはじめている。パキスタンの国土は広大かつインダス川の堤防は長大であり治水対策の必要な箇所も多く存在することから、JICA の実施している堤防補強工法の水平展開をするなど他ドナーとの連携の必要性は高い。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最低限であると判断されるため。

③ 環境許認可：特段の許認可は現状では必要ない。

④ 汚染対策：汚染等の発生は殆ど無い。

⑤ 自然環境面：自然環境への望ましくない影響は最低限であると想定される。

⑥ 社会環境面：社会環境への望ましくない影響は最低限であると想定される。

⑦ その他・モニタリング：特になし。

2) 横断的事項：

本事業は、気候変動による降雨量の変化等のインパクトの軽減に向けて洪水対策の強化を行うものであり、気候変動への適応に貢献する。

3) ジェンダー分類：

【対象外】GI（ジェンダー対象外）

<分類理由>本事業は、案件の性質上、ジェンダーの視点に立った取組を含めることが難しいため。ただし、技術移転に関する活動については女性職員の参加を推奨することは合意済み。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：NFPP-IV に基づき堤防及び突堤の建設・管理に連邦予算を配分することで洪水災害リスクを低減する。

指標及び目標値：①少なくとも2つの国家レベルの洪水対策プロジェクトが実施される。

②FFC による洪水対策事業の実施実績

(2) プロジェクト目標：FFC 及び関連機関が、NFPP-IV に基づき堤防及び支堤に関する十分な PC-1 書類を作成する能力が強化される。

指標及び目標値：①予算要求文書（例：PC-1 報告書）は、所轄の承認当局により承認される。

②所轄当局による予算要求書類の承認書

成果 1： FFC 及び関連機関の能力が強化され、堤防及び水制に関する経済的内部収益率（EIRR）を算出できるようになる。

成果 2： FFC 及び関連機関の能力を強化し、堤防及び水制に関する環境社会影響評価を実施できるようになる。

（3）活動

【成果 1 に関する活動】

活動 1-1. FPSP-III プロジェクトの実施状況のレビュー及び堤防・水衝部に関する 2 つの対象プロジェクトの選定

活動 1-2. EIRR 推定のためのデータ収集

活動 1-3. プロジェクト費用の見積り（建設費、運営維持費、用地取得費など）

活動 1-4. プロジェクト便益（有形・無形）の耐用年数に基づく算定

活動 1-5. 経済的内部収益率（EIRR）の計算

活動 1-6. パキスタンの PC-1 報告要件に沿った、実用的でユーザー視点の経済分析マニュアルを開発する

活動 1-7. 学習機会を通じた対象プロジェクト間での知識創造

活動 1-8. 資金源を調整するためのドナー会議の開催

【成果 2 に関する活動】

活動 2-1. 対象プロジェクトに対するスクリーニング（環境影響評価の必要性の判断）及びスコープ設定（主要な環境的・社会的側面の特定）の実施

活動 2-2. 現在の環境的・社会的状況を把握するための基礎的なデータ収集

活動 2-3. 潜在的な影響を予測または評価するための影響評価

活動 2-4. 悪影響を回避または軽減するための緩和策の提案

活動 2-5. ジェンダーや障がい者主流化を考慮したパキスタンにおける PC-1 報告書作成のための適切な環境影響評価（EIA）文書の開発

活動 2-6. 学習機会を通じた対象プロジェクト間での知識創造

活動 2-7. 資金源を調整するためのドナー会議の開催

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

- ・パキスタンの財政状況が著しく悪化しない。
- ・連邦及び州の治水関連予算が大きく削減されない。

（2）外部条件

- ・国際的紛争や国内の治安により活動が阻害されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国向け技術協力プロジェクト「治水行政機能強化プロジェクト」は、公共事業道路省（以下「DPWH」という。）の治水行政機能が、研究開発、研修、情報管理システム、パイロットプロジェクトの実施及び内部支援システムの構築の強化を目指すものであるが、DPWH の職員が、地方事務所の職員に対して技術的な指導ができる人材が輩出された点が高く評価されている。また、効果の持続性については、JICA で実施中の新規もしくは実施中の他案件との連携を図り、実施機関の幹部職員と協議

する機会を活用しつつ、地道な働きかけを継続することが有効とされている。以上を踏まえ、本事業においても現在実施中の治水分野の無償資金協力2件との連携方法を模索し、FFCの技術的な能力向上とともに関係機関との持続的な連携体制の構築を図る。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務め

る。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリ

ング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- ▶ プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- ▶ 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で利用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- ▶ 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：環境影響評価及び経済分析を踏まえた事業計画書類の作成

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全世界

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年7月に業務を開始し、2028年7月にプロジェクト業務完了報告書を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約37.6人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.40を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数の目途 延べ32回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 署名済み R/D
- 「パキスタン国治水インフラ整備促進に向けた関連機関の能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

2) 公開資料

- 「パキスタン国 2022 年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト」業務完了報告書

libopac.jica.go.jp/images/report/12394573_01.pdf

libopac.jica.go.jp/images/report/12394573_02.pdf

- 「2022 年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト」業務完了報告書 プレ F/S 検討書

libopac.jica.go.jp/images/report/12394581.pdf

- 「パキスタン国洪水管理アドバイザー業務」業務完了報告書；第1巻 [12347852.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12347852.pdf)

➤ 「パキスタン国洪水管理アドバイザー業務」業務完了報告書；第2巻
[12347860.pdf](#)

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 業務対象地域として、外務省危険レベル3以上の地域への渡航は想定しない。業務対象地域に、外務省海外安全情報において危険情報がレベル2以上の地域、または JICA 安全対策措置において渡航措置が安全管理部長承認の地域を含む可能性があるため、本事業に関連する活動は安全対策措置に従って実施し、関係者の安全管理に留意する。加えて、JICA 関係者の渡航可能な地域を選定するなど、安全対策にも留意する。治安情勢に悪化が見られる場合は事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対応の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。また、ローカル人材についても十分な安全配慮のもとで渡航・業務従事を行うこととする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

174,020,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（2）別見積としている項目、及び（3）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに

該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

☑ 本案件は定額計上があります（10,261,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第2章第4条2.（2）	8,937,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では2号0.50人月、4号0.50人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,083,000円）	報酬 国内業務費
2	防弾車		1,252,000円		一般業務費 車両関連費

3	安全対策費（現地調査における警備員）		72,000円		一般業務費 特殊備人費
---	--------------------	--	---------	--	----------------

(4) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) その他留意事項

1) 本事業では、イスラマバードを主な活動地としますが、パキスタン国内の出張先として、外務省レベル3以上の地域を除くパンジャブ州、ハイバル・パフトゥンハー州、シンド州への渡航可能性があります。ハイバル・パフトゥンハー州、シンド州への出張をする場合、防弾車が必要となります（JICA 安全対策措置：2025年1月31日改定版）。

2) パキスタン国における宿泊については、安全管理対策上の理由から事務所が指定するホテルのみ宿泊可能となっています。

3) 事業サイトへの渡航について、現時点で想定する回数や現地での調査内容等を含

めて価格提案する。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

以上